

令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー210いが推進運動

【実施期間：令和8年1月1日～12月31日】

推進運動標語

あせるな　いそぐな　おこたるな

伊賀労働基準監督署では、管内における死亡災害の撲滅と1年間の休業4日以上の死傷者数210人未満を目指して、三重労働局が展開する「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」と連動し、「死亡災害ゼロ・アンダー210いが推進運動（アンダー210いが）」を展開します。

～重点災害～

- 行動災害
 （転倒、動作の反動・無理な動作）
- 機械災害
 （はさまれ・巻き込まれ、
 切れ・こすれ災害）
- 墜落・転落災害
- 高年齢労働者の労働災害

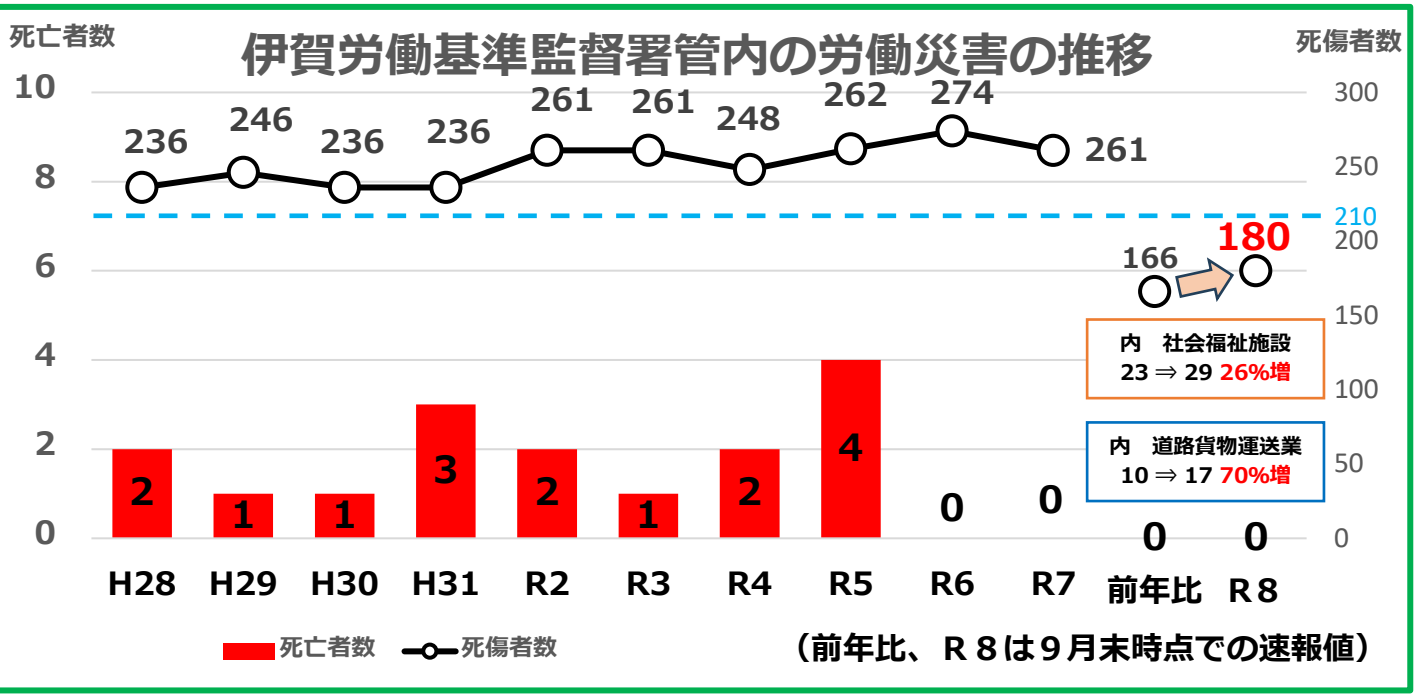
～重点業種～

- 製造業
- 建設業
- 道路貨物運送業
- 小売業
- 社会福祉施設

労働災害防止のための基本ルールを守り、**「安全衛生行動」**を確実に実行しましょう。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

伊賀労働基準監督署



【主な行事等のご案内】

伊賀署特設ページ

〇令和8年度化学物質による健康障害防止対策講習会（第1回）

開催日時：令和8年11月17日（火）午後2時00分～午後4時00分

〇過労死等防止啓発月間（令和8年11月1日～）

【行動災害防止対策】

転倒災害の防止

- □ 作業場、通路等の「段差」・「継ぎ目」等の解消
- □ 「照度」の確保、「手すり」・「滑り止め」等の設置
- □ 危険個所の「見える化」
- □ 「機械化」・「補助具」等　の使用による腰痛予防

腰痛予防対策



【機械災害防止対策】

- □ 「リスクアセスメント」の実施、リスク低減措置（機械設備の安全化、作業方法の改善等）
- □ そうじ、点検、異常処置時等の「機械の停止」
- □ 「カバー、安全装置」の使用、有効保持

【墜落・転落災害防止対策】

- □ 「足場」や「屋根」等からの墜落・転落災害防止
- □ 「脚立」や「はしご」「階段」からの墜落・転落防止
- □ 「トラックの荷台」からの墜落・転落災害防止

はしごを使う前に／脚立を使う前に

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

【高年齢労働者の労働災害防止】

- □ 身体機能を補う設備・装置の導入
- □ 「転倒リスク等セルフチェック」等の体力チェックの実施を通じた労働者自身の気づき
- □ 身体機能の低下を考慮した作業内容の見直し
- □ 丁寧な安全衛生教育の実施

高年齢労働者安全衛生対策

R8.4.1～高年齢労働者の安全衛生対策が努力義務化

【製　造　業】 ◆ 機械設備等へのはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害防止

【建　設　業】 ◆ 墜落・転落災害防止（リスクアセスメントの実施、リスク低減）

【道路貨物運送業】 ◆ 墜落・転落災害防止（荷役作業の安全対策ガイドライン等に基づく作業）

【小　売　業・社会福祉施設】 ◆ 転倒・腰痛等の行動災害防止（安全推進者の配置等に係るガイドライン）」

安全推進者　安全衛生　キーワード